

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)  
独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004769	九州新幹線(西九州)における電力特性試験	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 藤沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和3年4月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	63,910,000	63,910,000	100.0	-	公財	国認定	1	-	本業務は、九州新幹線(武雄温泉-長崎間)の完成に際して、線路定数試験を始めとした交流電システムとしての各種の試験を行い、性能及び機能について確認並びに評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、新幹線における電回路の専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であることと、交流電電回路設備の電方式の研究及び各種試験解析の経験が必要不可欠である。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種試験に対する確認・評価等に関する技術を唯一有する機関であることから(公財)鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。以上の事由により、同者を契約の相手方とし、随意契約することが妥当と判断した。 なお、過去の同種業務においては、同者を特定者として参加の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経令第151215001号)に基づき、同者を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004771	青函トンネル、防災システム開発R3	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年5月13日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	79,167,000	79,090,000	99.9	-	公財	国認定	1	-	青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者、国交省、機構、JR北海道からなる「青函トンネル地震防災設備WG」により平成29年度から「改修方針」について審議しており、システムの標準化とともに新幹線地震防災システムの役割を明確にした改修が求められている。 本業務は、地震警報システム、早期地震検知警報システム、トンネル掘り進み計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災システムの今後の改修に向け、現況調査、点検状況の確認を行いつつ、平成30年度に開発した掘り進み計の基本設計を基に本体を製作するものである。この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、鉄道技術等に関する専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システムを当初開発した当事者であり、平成30年度に開発した掘り進み計の基本設計を実施していることから、この業務を効率的かつ円滑に遂行する唯一無二の機関である。なお、過去の同種業務においては、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経令第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行った。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	運転曲線作成システムの開発	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 東京支社長 藤沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和3年5月21日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	11,517,000	11,440,000	99.3	-	公財	国認定	1	-	本業務は、鉄道の運転設備計画を効率的に行うため、既存の運転設備作成システムに必要な機能を拡充することを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、鉄道の運転設備計画業務に精通していること、特にシステム開発に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠であり、かつ、鉄道事業者等の運転計画業務に資するシステム開発の実績と信頼性が求められる。また、開発にあたっては既存の運転設備作成システムを使用する必要があるが、本システムの基幹部分は、(公財)鉄道総合技術研究所が開発したものであり、同者は同システムを第三者に改変許諾をしていない。以上の事由により、現在使用中の運転設備作成システムを開発した同者を契約の相手方とし、随意契約することが妥当と判断した。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004772	盛土材料の適用範囲の拡大に関する研究R3	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年5月26日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	12,474,000	12,430,000	99.6	-	公財	国認定	1	-	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)のトンネル建設発生土を土構造物に適用するための材料・施工管理指標の提案並びに適用フローの作成を目的としている。 実施にあたっては、鉄道盛土の材料特性、強度特性および累積変形特性並びに土構造物に関する鉄道構造物等設計標準(以下、鉄道標準)に精通し、各種試験データの評価・分析に関する専門的知識や経験を有することが不可欠な極めて専門性の高い調査研究等業務である。公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。以下、日本国新幹線改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道総研」同様「トンネル建設発生土を土構造物に適用するための材料・施工管理指標の提案並びに適用フロー作成を行う能力を有する唯一の機関であると考えられる。なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの免重しについて(通知)(H27.12.15経令第151215001号)」に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行ったものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004773	北海道新幹線、新函館北斗・札幌間地震防災システムの検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年7月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	64,405,000	64,350,000	99.9	-	公財	国認定	1	-	北海道新幹線、新函館北斗・札幌間の地震防災システムの構築は、新幹線沿線及び遠方に地震計を設置(沿線検知点、遠方検知点)した上で、既存の新青森・新函館北斗間の地震防災システムを考慮する必要がある。 本業務は、北海道新幹線、新函館北斗・札幌間の建設に伴い、必要と遠方地震計の配置を検討するとともに、地震防災システムの仕様を策定することを目的とする。 実施にあたっては、北海道新幹線、新青森・新函館北斗間の地震防災システム及び他の新幹線での地震防災システムの構築の実績、また地震防災システムに関する技術力の蓄積と専門的知識が必要不可欠な極めて専門性の高い調査研究等業務である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。以下、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、整備新幹線の地震防災システムを構築するなど、地震防災システムに関する技術的な業務の実績があり、本業務に必要な専門的知識・実績及び高度な技術力を有する唯一の機関と考えられる。 なお、過去の同種業務においては鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの免重しについて(通知)(H27.12.15経令第151215001号)」に基づき、鉄道総研を相手方とし随意契約の手続きを行ったものである。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004780	北陸新幹線、白山回送線軌道検測他	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北陸新幹線建設局長 堀口知巳 福井県福井市大手2-7-15	令和3年9月9日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	11,330,000	11,330,000	1000	-	公財	国認定	1	-	本業務は、北陸新幹線建設局に係る北陸新幹線、白山下り回送線の供用開始に向けて、高速軌道検測率を使用し、車両の走行安全性及び軌道の仕上がり状態の確認及び診断・評価することを目的としている。この目的の達成のためには、新幹線の軌道構造、軌道管理に関し、高度な技術や専門的な知見・ノウハウを有し、特殊な解析を行い検討する必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下、「鉄道総研」という)は、鉄道の将来に向けた研究開発、鉄道のニーズに基づいた実用的な技術開発、鉄道に関わる諸現象解明のための基礎研究を行う法人であり、本業務に必要な高度な技術、専門的な知見・ノウハウ及び特殊な解析技術を有し、豊富な実績を持っている。 また、これまで行ってきた軌道関係の同様な各種検討業務において、参加者の有無を確認する公募手続きを実施してきたが、公募の結果、他の参加者はいなかった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経金第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行ったものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004774	北海道新幹線、新函館北斗・札幌間トンネル吹込み検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年9月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	34,617,000	34,540,000	99.8	-	公財	国認定	1	-	本業務は、北海道新幹線、新函館北斗・札幌間の雪害対策を検討するため、トンネル坑口における吹込み状況について予測を行うことを目的とする。検討にあたり、木古内・新函館北斗間のトンネル坑口への吹込み状況(画像)をもとに、吹込みの推定モデルを作成し、その再現性を確認し、そのモデルを用いて新函館北斗・札幌間の評価対象トンネルの予測を行うものである。 本業務は、極めて専門性の高い業務であり、実施に当たっては、鉄道の気象条件や防災対策に精通し、新幹線における吹込み予測・解析に関する十分な専門知識、また必要なシミュレーション等を計画・実施するために高度な技術力を有することが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、日本国特許法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用における総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経歴や実績があり、新幹線区間の新幹線構造物における吹込み調査を実施するなど、本業務を実施するにあたり必要な専門知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考える。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった(石記※(※)契約件名を参照)。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経金第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとした。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	整備新幹線における電車線路設備の振動対策に関する調査研究	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 藤沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和3年11月4日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	69,960,000	69,960,000	1000	-	公財	国認定	1	-	本業務は、電車線路設備の振動対策に関する調査研究を実施し、その結果を評価することを目的としている。 業務遂行にあたっては、新幹線の高速化に伴う電車線路設備に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における電車線路設備の調査、研究及び試験の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意識確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契約したものである。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004775	青函トンネル、防災システム開発R2 その2	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年11月11日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	18,733,000	18,700,000	99.8	-	公財	国認定	1	-	青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者、国交省機構、JR北海道からなる「青函トンネル地震防災設備WG」により平成29年度から「改修方針」について審議しておりシステムの簡素化とともに新幹線地震システムとの役割を明確にした改修が求められている。 本業務は、地震警報システム、早期地震検知警報システム、トンネル覆工ひずみ計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災システムの今後の改修に向け、各システム構成を考慮したネットワークのシステム構成の検討および新北本選線設備の運用種への影響調査を行うものである。この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という）は、鉄道技術等に関する専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システムを当初開発した当事者であることから、この業務を効率的かつ円滑に遂行する唯一無二の機関である。なお、過去の同種業務においては、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて（通知）」（H27.12.15経会第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行った。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004768	九州新幹線(西九州)、電車線性能確認試験	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京社社長 夢沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和3年11月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	129,910,000	129,910,000	100.0	-	公財	国認定	1	-	本業務は、九州新幹線(武雄温泉-長崎間)の完成に際して、実車走行試験を始めとした各種の試験を行い、電車線路の性能及び機能について確認並びに評価を行うものである。 本業務の実施にあたっては、新幹線における電車線路の専門的知識、各種試験経験の経験、高度な技術能力が必要となる。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種試験に対する確認・評価等に関する技術を唯一有する機関であることから公益財団法人鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。 なお、過去の同種業務においては、同者を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて（通知）」（H27.12.15経会第151215001号）に基づき、同者を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004776	北海道新幹線、軌道スラブ調整作業の自動化に関する検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年11月16日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	31,680,000	31,680,000	100%	-	公財	国認定	1	-	無	本業務は、スラブ軌道における軌道スラブの調整作業を自動化することにより、熟練作業員不足に対応すること、作業効率化による工程確保と工事費の削減を目的として、軌道スラブ調整作業の自動化に関する検討を行う業務である。 当該業務を実施するにあたっては、 ・スラブ軌道の構造及び施工方法に関する知見 ・画像解析等データを活用した技術開発に関する知見 ・家物大の軌道スラブで検証試験を実施できる環境が必要である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道技術等に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発、調査等を行う法人であるとともに、長年にわたる経験と共同でスラブ軌道の技術開発に取り組み、スラブ軌道に対する知見が豊富であること、線路の状況を撮影・分析して保線作業に生かす画像解析技術を開発していること、研究所内に模擬スラブ軌道を保有しており、検証試験容易に行える環境があることから、当該業務を実施できる唯一の機関であると考えている。 以上により、鉄道総研を特定者として、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004777	北海道新幹線、粒度調整砕石の代替材料に関する検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年11月25日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	11,341,000	11,330,000	999%	-	公財	国認定	1	-	有	本業務は、クラッシュランをコンクリート路盤およびアスファルト路盤に用いる粒度調整砕石の代替材料としての適否および凍上に対する検討を行うことを目的としている。 代替材料に適用するには、クラッシュランの基本的な物理性状や強度特性等、材料特性を把握するとともに、コンクリート路盤及びアスファルト路盤に鉄道土壌造物の要求性能を付与する上での適用性及び凍上に対する検討を行う必要がある。 実施にあたっては、路盤の材料特性、強度特性及び土壌造物に関する鉄道構造物等設計標準（以下、鉄道標準）に精通し、各種試験結果の評価・分析に関する専門的知識や経験を有することが不可欠な極めて専門性の高い調査研究等業務である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という。）は、鉄道技術等に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道標準・同解説（土構造物）国土交通省鉄道局監修・鉄道総合技術研究所編（H19年1月）を編纂するなど鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績があり、本業務の実施するに当たり必要な専門的知識・実績及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務については、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められたため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて（通知）」（H27.12.15経企第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行ったものである。

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004781	九州新幹線(西九州)、速度向上試験他	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 九州新幹線建設局長 瓜生良知 福岡県福岡市博多区祇園町2-1	令和3年11月25日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	27,500,000	27,500,000	100.0	-	公財	国認定	1	-	無	無
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004778	北海道新幹線、積雪地の明かり区間における平板軌道スラブのCAモルタル部分支承及び特形軌道スラブの適用に関する検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年12月23日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	24,673,000	24,640,000	99.9	-	公財	国認定	1	-	無	無

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合				備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	定札・応募者数				
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004779	北海道新幹線、新青森・新函館北斗間の青函共用走行区間における高速確認車を用いた除雪試験調査	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和3年12月23日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	17,292,000	17,270,000	99.9	-	公財	国認定	1	-	青函共用走行区間は三線軌条という特殊構造であるため、新幹線専用レールと在来線専用レール間の狭く、新幹線専用区間に比べ、明かり区間の除雪が十分におこなえないことが今後の速度向上における課題の一つである。 本業務は、青函共用走行区間における新除雪装置の開発に向けて、高速確認車に搭載されているアイスカッターにより除雪を行った際、新雪前面が時間経過によりどのような断面変化を起すのかを調査し、新除雪装置の開発に向け検証することを目的とする。 本業務は専門性の高い調査研究業務であり、鉄道の気象調査や降雪対策に関連し、鉄道運送物に対する調査の経験や既設の新幹線における除雪技術の方法・実績等に関する十分な専門的知識、高度な技術的知見が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用における総合的な調査研究及び調査業務を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経験や実績があり、北海道新幹線における分岐部不転換対策の検討、各季節別における技術指導及び新幹線構造物における応用調査を実施するなど、本業務を実施するにあたり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて通知」(H27.12.15鉄道第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。	無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004770	信号・通信・電力設備の接地装置の共用化に関する調査研究(令和3年度)	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 豊沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年3月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	49,456,000	49,390,000	99.9	-	公財	国認定	1	-	本業務は、整備新幹線の信号・通信・電力設備用接地場に共用接地方式及び連接接地方式を適用した場合の影響を検証し、今後の整備新幹線における接地装置のあり方に係る調査研究を行うものである。接地装置は、地絡時の人体及び設備保護、誘導対策、接地電位の安定化等の目的があり、流れる電流の大きさや周波数も各装置によって様々である。種々の装置の接地を共用した場合、接地を介して他装置に高周波電流や地絡電流が流れ込み、装置の異常や故障、感電事故が発生する恐れがある。そこで、各装置に接続した接地に流れる電流等を測定し、その影響を検証する必要がある。本業務は、本線上の接地種間を仮設配線により接続した場合のサーージ及び地絡による影響、並びに列車走行時の誘導による影響の測定、評価及び分析を行うものである。 本業務の実施にあたっては、新幹線における電気設備全般に係る専門的な知識・経験が必要となる。研究開発業務等に多くの実績があり、当業務の各種試験に対する検証・評価等に関する高度な技術が必要とする。なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて通知」(H27.12.15鉄道第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有	

(注1)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。  
(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公財 国認定  
公社 都道府県認定

有  
無